

社会保険の加入手続きについて

労働者を雇用している事業主には社会保険に加入する法令上の義務があります

社会保険とは・・・厚生年金保険 + 健康保険

<厚生年金保険>労働者が高齢になったとき、傷害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度です。

<健康保険>労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度です。

法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている事務所及び工場、商店等の個人事業所は、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられています。また、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられている事業所以外の事業所であっても、一定の要件を満たした場合は、厚生年金等へ加入することができます。

【法律で厚生年金保険及び健康保険の加入が義務づけられている事業所】

(1) 法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用するもの

(2) 常時5人以上の従業員が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所

※ただし、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等は、その限りではありません。

健康保険・厚生年金保険新規適用届

【**手続概要**】この届出は、事業所が健康保険、厚生年金保険に適用されることになった場合、事実発生から5日以内に事業主が行わなければなりません。ただし、「常時使用する従業員が5人未満の個人事業所」など強制適用事業所以外の事業所は、同時に「任意適用申請書」を提出し、管轄の年金事務所長の認可を受けることが必要です。

【**添付書類**】以下の1.～3.それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本及び住民票（コピー不可）は、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出する必要がありますのでご注意ください。

1. 法人事業所の場合… 法人（商業）登記簿謄本※1

2. 強制適用となる個人事業所※2の場合… 事業主の世帯全員の住民票（コピー不可）※1

3. 任意適用事業所の認可を受ける場合

(1) 任意適用申請書

(2) 任意適用同意書（従業員の2分の1以上の同意を得たことを証する書類）

(3) 事業主世帯全員の住民票（コピー不可）※1

(4) 公租公課の領収証（原則1年分）（コピー可）

※1 事業所の所在地が登記上の所在地等と異なる場合は「賃貸借契約書のコピー」など事業所所在地の確認できるものを別途添付してください。

※2 従業員を常時5人以上使用する個人事業所（一部非適用業種を除く）は強制適用事業所となります。

【**提出先**】郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【**提出方法**】電子申請、郵送、窓口持参

～参考～ <給付が受けられる各種手続き>

健康保険の制度においては、下記の事項に該当した場合、給付申請手続きをすることにより、保険の給付が受けられます。

・**健康保険高額療養費支給申請** 重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となります。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻されます。

・**健康保険傷病手当金支給申請** 業務外のけが・病気による療養のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支給されます。

・**健康保険療養費支給申請（治療用器具）（立替払等）** 健康保険では、保険医療機関の窓口で被保険者証を提示して診療を受ける『現物給付』が原則となっていますが、やむを得ない事情で、保険医療機関で保険診療を受けることができず、自費で受診したときなど特別な場合には、その費用について、療養費が支給されます。

・**健康保険出産手当金支給申請** 出産のために会社を休み、給料を受けられないときの生活保障として支給されます。

・**健康保険出産育児一時金支給申請** 被保険者または被扶養者が出産したときの費用の補助として支給されます。（医療機関等で、出産育児一時金の直接支払制度を利用しなかった場合）

・**健康保険埋葬料（費）支給申請** 被保険者または被扶養者が死亡したときに支給されます。